

中小企業等事業再構築促進事業補助金について

令和2年度第3次補正予算額1兆1,485億円、令和3年度補正予算額6,123億円、令和4年度第2次補正予算額5,800億円(中小企業庁) 2022年12月 全石連 経営相談室

第8回公募の申請期間は12/16(金)12時～ 1/13(金)18時です。今回から最低賃金枠の要件が緩和されました。令和4年度中に第9回公募が追加で実施されることになりました。ただし第9回公募の応募締切は第8回公募の採択発表以前になる予定のため、第8回公募で応募される場合、第9回公募での応募はできませんのでご注意ください。

1. 事業目的

- ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援することで、日本経済の構造転換を促すことが目的
- 第7回公募からは、新型コロナの影響を受けつつ、加えてウクライナ情勢の緊迫化等による原油価格・物価高騰等の経済環境の変化の影響により業況が厳しい中小企業等が行う、新型コロナをはじめとする感染症の流行など、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応した、危機に強い事業への事業再構築の取組に対し、新たな支援類型を創設し重点的に支援

2. 申請の要件

① 売上げが減っている（売上高または付加価値額）

2020年4月以降の連続する6カ月間のうち、任意の3カ月の合計売上高（または合計付加価値額）が、コロナ以前（2019年または2020年1月～3月）の同じ3カ月と比較して10%（付加価値額の場合15%）以上減少している

※当該3カ月は連続していなくて構わない

※付加価値額とは営業利益、人件費、減価償却費を足したものをいう

② 事業再構築に取り組む

自社の強みや経営資源（ヒト/モノ等）を活かしつつ、経産省が示す「事業再構築指針」に沿った新分野展開や業態転換、事業・業種転換、事業再編を行う（4Pに詳細）

③ 認定経営革新等支援機関と事業計画を策定する

- 事業再構築の事業計画を認定支援機関等と策定する

※事業計画は補助金額が3千万円を超える案件は金融機関も参加して策定する。金融機関が認定支援機関を兼ねる場合は金融機関のみでよい

- 事業計画は補助事業終了後3～5年でアまたはイいずれかを見込むものとする（通常枠）

ア 事業計画期間において付加価値額の年率平均3.0%以上増加にコミット（企業の事業規模を拡大させるケース）

イ 事業計画期間において従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%以上増加にコミット（生産性を向上させるケース）

※事業計画は補助事業終了後5年フォローアップがある。経営状況等について年次報告が必要

(比較例)

			2019年									合計
			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	150
売上高または付加価値額			30	40	30	50	40	50	40	45	50	
			2020年			2020年						
10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
40	40	40	30	30	35	40	30	40	30	40	40	120
			2021年			2021年						
10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
38	40	40	28	40	30	45	40	50	45	50	45	
			2022年			2022年						
10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
40	40	40	30	40	35	45	40	45	40	45	45	
			2022年			2022年						
10月	11月	12月										
40	40	申請月										

売上高△10%以上または付加価値額△15%以上

3. 補助金概要

①補助金額・補助率

※グリーン成長枠は過去採択され支援を受けたことがある事業者も再度申請が可能（上限2回）

	補助金額	補助率	追加要件等
通常枠	【従業員20人以下】 100万円～2,000万円 【従業員21～50人】 100万円～4,000万円 【従業員51～100人】 100万円～6,000万円 【従業員101人以上】 100万円～8,000万円	中小企業者 2/3（6,000万円超の部分は1/2） 中堅企業 1/2（4,000万円超の部分は1/3）	
回復・再生 応援枠	【従業員5人以下】 100万円～500万円 【従業員6～20人】 100万円～1,000万円 【従業員21人以上】 100万円～1,500万円	中小企業者 3/4 中堅企業 2/3	申請に更なる売上高等減少要件または再生計画策定要件あり 主要な設備の変更の必要なし
【要件緩和】 最低賃金枠	【従業員5人以下】 100万円～500万円 【従業員6～20人】 100万円～1,000万円 【従業員21人以上】 100万円～1,500万円	中小企業者 3/4 中堅企業 2/3	2021年10月から2022年8月までの間で3か月以上最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員数の10%以上 ※売上高等減少要件は通常枠同様に緩和
大規模賃金 引上枠	【従業員101人以上】8,000万円超～1億円	中小企業者 2/3（6,000万円超の部分は1/2） 中堅企業 1/2（4,000万円超の部分は1/3）	事業計画に賃金引上要件および従業員増員要件あり 未達成の場合、通常枠との差額分は補助金返還が必要
グリーン 成長枠	【中小企業者】 100万円～1億円 【中堅企業】 100万円～1.5億円	中小企業者 1/2 中堅企業 1/3	グリーン成長戦略「実行計画」14分野(6Pを参照)の課題の解決に資する取り組みを対象とする 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均5.0%以上増加または従業員一人当たり付加価値額の年率平均5.0%以上の増加を見込む 2年以上の研究開発・技術開発または従業員の一定割合以上に対する人材育成をあわせて行う コロナによる売上高10%減少要件は不要
緊急対策枠	【従業員5人以下】 100万円～1,000万円 【従業員6～20人】 100万円～2,000万円 【従業員21～50人】 100万円～3,000万円 【従業員51人以上】 100万円～4,000万円	中小企業者 3/4（従業員規模に応じ、500、1,000、1,500万円超の部分は2/3） 中堅企業 2/3（従業員規模に応じ、500、1,000、1,500万円超の部分は1/2）	原油価格・物価高騰等により、2022年1月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計売上高（又は付加価値額）が、2019～2021年の同3か月と比較して10%（付加価値額の場合15%）以上減少していること コロナによる売上高10%減少要件は不要

②補助対象経費

- 建物費（建物の建設・改修、建物の撤去、賃貸物件等の原状回復）
- 機械装置・システム構築費（設備、専用ソフトの購入やリース等）、クラウドサービス利用費、運搬費
※機械装置・システム構築費のファイナンス・リース取引に限りリース会社との共同申請が可能
- 技術導入費（知的財産権導入に要する経費）、知的財産権等関連経費
- 専門家経費 ※応募申請時の事業計画の作成に要する経費は補助対象外
- 外注費（製品開発に要する加工、設計等）
- 広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）
- 研修費（教育訓練費、講座受講等） ※補助対象経費総額（税抜）の1/3が上限

※建物の新築は「新築の必要性に関する説明書」を提出し認められた
場合に限る

※従業員の人件費・旅費、不動産、公道を走る車両、汎用品（パソコン、スマートフォン、家具等）の購入費、フランチャイズ加盟料、再生エネルギーの発電を行うための発電設備及び当該設備と一体不可分の附属設備（太陽光発電を行うためのソーラーパネルなど）は対象外

③事業期間

令和4（2022）年度末まで。第8回公募は10月3日開始(申請は12月16日12時開始)、令和5年1月13日18時締切。

④申請方法

申請手続きは事業者自身が行い、全て電子申請（jGrants）で行う。GビズIDプライムアカウントを事前に取得する必要がある
【GビズIDクイックマニュアルgBizIDプライム編】 https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Prime.pdf

4. 注意事項

● 申請にあたっては最新の公募要領を確認

相談窓口として事業再構築補助金事務局コールセンターが、電子申請の操作についてはサポートセンターが開設されている

【中小企業庁 事業再構築補助金HP「公募要領」】 <https://jigyousaikouchiku.go.jp/pdf/koubo006.pdf>

【事業再構築補助金事務局コールセンター】（9：00～18：00、日・祝日除く）ナビダイヤル 0570-012-088 IP電話 03-4216-4080

【電子申請サポートセンター】（9：00～18：00、日・祝日除く）050-8881-6942

● 事業計画には審査がある

申請した事業計画は外部有識者からなる審査員が評価しより優れた事業計画が採択されるため、不採択となる可能性がある

● 悪質な業者への注意

事業計画の策定等で外部の支援を受ける際には、提供するサービスと乖離した高額な成功報酬を請求する悪質な業者に注意

● 補助金を活用して購入した資産の管理状況の確認、会計検査への対応

不正、不当な行為があった場合は、補助金返還事由となる。不正があった場合は、法令に基づく罰則が適用される可能性がある

【中小企業庁 事業再構築補助金HP】 <https://jigyousaikouchiku.jp/>

事業再構築指針の概要

類型と概要	産業分類の変更		A 製品・サービスの 新規性要件	B 市場の新規性 要件	C 製造・提供方 法の新規性 要件	D 施設撤去要件	事業再構築要件 ※赤字部分は新設
	大分類 (業種)	中・小・細 (事業)					
新分野展開 主な業種・事業を変更せず に新しい製品・商品・新 サービスを製造・提供し、 新しい市場に進出する	変更しない	変更しない	必須	必須	—	—	新たな製品・商品・サービスの売上 高が 総売上高の10%以上 、また は新たな製品・商品・サービスの付 加価値額が 総付加価値額の 15%以上 となる (※)
事業転換 主な業種は従来のまま、 新しい事業で新しい製品・ 商品・サービスを製造・提 供する	変更しない	変更する	必須	必須	—	—	新しい製品・商品・サービスの属す る事業が 売上構成比の最も高い 事業 になる
業種転換 新しい業種で新しい製品・ 商品・サービスを製造・提 供する	変更する	—	必須	必須	—	—	新しい製品・商品・サービスの属す る業種が 売上構成比の最も高い 業種 になる
業態転換 製品・商品・サービスの 製造・提供の方 法を相当程度変更 する	製造業	変更しない	必須	—	必須	—	新たな製造・提供の方法の売上高 が 総売上高の10%以上 、または 新たな製品・商品・サービスの付加 価値額が 総付加価値額の15% 以上 となる (※)
	非製造業	変更しない	AまたはDの どちらか必須	—	必須	AまたはDの どちらか必須	

A 製品等の新規性要件 (新しい製品・サービスであること)
 ①過去に製造・提供した実績がない
 ②製造・提供に用いる主要設備を変更する
 ③(測定できる場合は)定量的に性能・効能が異なる

C 製造方法等の新規性要件 (新しい製造・提供の方法であること)
 ①過去に同じ方法で製造・提供した実績がない
 ②新たな製造・提供方法に用いる主要設備を変更する
 ③(測定できる場合は)定量的に性能・効能が異なる

B 市場の新規性要件 (新しい市場に進出すること)
 既存の製品・サービスと新しい製品・新サービスの代替性が低い

D 設備撤去等要件
 既存の設備の撤去や既存の店舗の縮小等を伴うもの

※売上高10億円以上の事業者で事業再構築を行う事業部門の売上高が3億円以上の場合は、当該事業部門の売上高10%以上または付加価値額の15%でも可

日本標準産業分類による業種と事業の定義

業種		事業	
大分類	中分類	小分類	細分類
I 卸売業・小売業	60 その他の小売業	605 燃料小売業	6051 ガソリンスタンド 6052 燃料小売業（ガソリンスタンドを除く）
I 卸売業・小売業	59 機械器具小売業	591 自動車小売業	5911 自動車（新車）小売業 5912 中古自動車小売業 5913 自動車部分品・付属品小売業
I 卸売業・小売業	58 飲食料品小売業	589 他に分類されない飲食料品小売業	5891 コンビニエンスストア
R サービス業（他に分類されないもの）	89 自動車整備業	891 自動車整備業	8911 自動車一般整備業
N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業	789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業	7899 他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業（コインランドリー業）
N 生活関連サービス業、娯楽業	80 娯楽業	804 スポーツ施設提供業	8048 フィットネスクラブ
K 不動産業、物品賃貸業	69 不動産賃貸業・管理業		

※以下に該当する事業計画は対象外

- 具体的な事業再構築の実施の大半を他社に外注又は委託し、企画だけを行う事業
- 専ら資産運用的性格の強い事業
- 建築又は購入した施設・設備を自ら占有し、事業の用に供することなく、特定の第三者に長期間賃貸させるような事業
- 主として従業員の解雇を通じて付加価値額要件を達成させるような事業
- 他の法人・事業者と同一又は類似内容の事業（申請事業者それぞれの独自性が求められる）

事業再構築補助金
「グリーン成長枠」
想定事例集

1.0版
令和4年3月
中小企業庁

グリーン成長戦略（概要）

（令和3年6月18日策定）

- 温暖化への対応を、経済成長の制約やコストとする時代は終わり、「成長の機会」と捉える時代に入っている。
- 実際に、研究開発方針や経営方針の転換など、「ゲームチェンジ」が始まっている。この流れを加速すべく、グリーン成長戦略を推進する。
- 「イノベーション」を実現し、革新的技術を「社会実装」する。これを通じ、2050年カーボンニュートラルだけでなく、CO₂排出削減にとどまらない「国民生活のメリット」も実現する。

2050年に向けて成長が期待される、14の重点分野を選定。

・ 高い目標を掲げ、技術のフェーズに応じて、実行計画を着実に実施し、国際競争力を強化。 ・ 2050年の経済効果は約290兆円、雇用効果は約1,800万人と試算。

 <p>洋上風力・太陽光・地熱</p> <ul style="list-style-type: none"> 2040年、3,000~4,500万kWの案件形成<small>（洋上風力）</small> 2030年、次世代型で14円/kWhを視野<small>（太陽光）</small> <p>1</p>	 <p>水素・燃料アンモニア</p> <ul style="list-style-type: none"> 2050年、2,000万トン程度の導入<small>（水素）</small> 東南アジアの5,000億円市場<small>（燃料アンモニア）</small> <p>2</p>	 <p>次世代熱エネルギー</p> <ul style="list-style-type: none"> 2050年、既存インフラに合成メタンを90%注入 <p>3</p>	 <p>原子力</p> <ul style="list-style-type: none"> 2030年、高温ガス炉のカーボンフリー水素製造技術確立 <p>4</p>	 <p>自動車・蓄電池</p> <ul style="list-style-type: none"> 2035年、乗用車の新車販売で電動車100% <p>5</p>	 <p>半導体・情報通信</p> <ul style="list-style-type: none"> 2040年、半導体・情報通信産業のカーボンニュートラル化 <p>6</p>	 <p>船舶</p> <ul style="list-style-type: none"> 2028年よりも前倒してゼロエミッション船の商業運航実現 <p>7</p>
 <p>物流・人流・土木インフラ</p> <ul style="list-style-type: none"> 2050年、カーボンニュートラルポートによる港湾や、建設施工等における脱炭素化を実現 <p>8</p>	 <p>食料・農林水産業</p> <ul style="list-style-type: none"> 2050年、農林水産業における化石燃料起源のCO₂ゼロエミッション化を実現 <p>9</p>	 <p>航空機</p> <ul style="list-style-type: none"> 2030年以降、電池などのコア技術を、段階的に技術搭載 <p>10</p>	 <p>カーボンリサイクル・マテリアル</p> <ul style="list-style-type: none"> 2050年、人工光合成プラを既製品並み<small>（CR）</small> ゼロカーボンスチールを実現<small>（マテリアル）</small> <p>11</p>	 <p>住宅・建築物・次世代電力マネジメント</p> <ul style="list-style-type: none"> 2030年、新築住宅・建築物の平均でZEH・ZEB<small>（住宅・建築物）</small> <p>12</p>	 <p>資源循環関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 2030年、バイオマスプラスチックを約200万トン導入 <p>13</p>	 <p>ライフスタイル関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 2050年、カーボンニュートラル、かつレジリエントで快適なくらし <p>14</p>

【重点14分野】⑤自動車・蓄電池・インフラ・SC/VC産業

自動車産業における電動化を推進し、2050年の自動車のライフサイクル全体でのカーボンニュートラル化を目指す。

想定事例

<現状と課題>

- 蓄電池・燃料電池・モーター等の電動車関連技術・サプライチェーン・バリューチェーンの強化は課題となる。特に、軽自動車・商用車等ユーザーのコスト意識や車体設計上の制約が厳しい自動車の電動化や、**中小企業等のサプライヤーの競争力強化は、重要な課題**である。

<想定する申請事例>

- 脱炭素社会の推進に伴う電動化を踏まえ、**製造業では、電動車向け部品の開発・試作に踏み切ること、整備・販売業では、EVや燃料電池車への整備へ事業展開**することで、事業再構築を図る。
- 新事業を成功させるためには、電動車において求められる部品や性能について、正確に理解することが不可欠であることから、**外部の専門家を招聘して研修**を通じて、人材育成を行う。

製造業、
整備・販売業

コロナ前



ガソリン車向け部品加工、整備

新分野展開



コロナ後



電動車向け部品開発・試作、整備